

ประกาศที่ ป.3-2562 เรื่องหลักเกณฑ์และวิธีปฏิบัติสำหรับการใช้สิทธิและประโยชน์ยกเว้นอากรขาเข้าสำหรับของที่นำเข้ามาเพื่อใช้ในการวิจัยและพัฒนารวมทั้งการ

(非公式訳)

投資委員会事務局布告

第 Por. 3/2562 号

件名：研究開発または第 30 条の 1 に関連する試験に使用する物品への
輸入税免除恩典利用の基準および手続き

研究開発かつ仏暦 2520 年（1977 年）投資奨励法の第 30 条の 1 に関連する物品の輸入税免除の恩典利用をさらに明確にするため、

仏暦 2520 年（1977 年）投資奨励法の第 11 条、第 13 条、第 13 条の 1 および第 30 条の 1 の権限ならびに委員会の承認を得て、事務局は研究開発または第 30 条の 1 に関連する試験用物品の輸入税免除の恩典利用の基準および手続きを以下の通りに定める。

第 1 項 本布告において、

“物品”とは研究開発または他の試験に用いられる輸入品を意味する。また、海外から輸入され、被奨励者が運営している奨励対象の事業で試験、研究開発または実験に用いられる 植物、動物、微生物、製品、プロトタイプ（PROTOTYPE）並びに化学薬品などという意味も含まれている。

“関連する試験”とは奨励対象事業の研究開発に関連または継続している試験を意味する。

“マスターリスト”とは奨励対象事業で研究開発または関連する試験に使用する輸入税免除対象物品のリストを意味する。

“最大許可数量”とは輸入税免除対象物品の輸入許可の数量（MAX IMPORT）を意味する。

“発送”とは通関手続、輸入関税の還付申請または関税保証解除に物品の輸入税免除恩典を利用するために関税局へ報告することを意味する。

“保証”とは物品の輸入関税保証として銀行保証書の使用を許可することを意味する。

“報告”とは被奨励者は研究開発企画または同意した関連する試験に使用する物品の証拠を事務所に報告することを意味する。

“使用していない物品”とは研究開発もしくは試験に使用する前の状態の物品または傷物、不良品もしくは死亡した状態など目的に従って使用することができない物品を意味する。

“照合”とは定めた条件に従って行うことを示すため、関税支払い、輸出、寄付または処分を承認した物品の使用数量または使用していない物品数量を事務局または担当機関へ報告することを意味する。

ประกาศที่ ป.3-2562 เรื่องหลักเกณฑ์และวิธีปฏิบัติสำหรับการใช้สิทธิและประโยชน์ยกเว้นอากรขาเข้าสำหรับของที่นำเข้ามาเพื่อใช้ในการวิจัยและพัฒนา รวมทั้งการ

“年度”とは事務局が承認した開始から終了まで物品の輸入税免除恩典利用期間を意味とする

“事務局”とは投資委員会事務局を意味する。

“担当機関”とは事務局から承認を得て、事務局が定めた発送、保証、照合などを行う担当機関を意味する。

第2項 第30条の1に基づく物品の輸入税免除恩典を得る被奨励者は、事務局が定めた対象業種に奨励する被奨励者とする。

第3項 被奨励者は、輸入恩典利用初日から、第30条の1に基づく恩典を利用する際、利用可能期間は1年を超えない事とする。

第4項 マスターリストおよび最大許可数量承認/変更の基準

4.1 マスターリスト/最大許可数量承認

4.1.1 研究開発の手続きまたは奨励対象事業での研究開発に関連する試験に沿った第30条の1に基づく輸入税免除対象物品とする。

4.1.2 奨励対象事業で使用するために第30条の1に基づくマスターリスト承認を申請する物品は、以下の定めた輸入品にならないものとする。

(1) 第28条の恩典を得る機械、道具、設備

(2) 第30条または第36条の第1項および第2項に基づく原材料もしくは必要資材

(3) 関連する法律または規定に従ってタイ国内への持ち込みを禁止される物品

(4) 他の機関から研究開発に輸入恩典を利用することができる物品

なお、植物、動物、放射性物質および軍備などの関連機関からの許可が必要となる物品は、マスターリストおよび最大許可数量承認申請書提出の前に、関連機関からの許可証拠を有する必要がある。

4.1.3 マスターリストおよび最大許可数量承認申請書とともに、事務局が定めた審査用関連書類を提出すること。

4.2 マスターリスト変更/最大許可数量変更承認

4.2.1 マスターリスト変更および/または最大許可数量変更承認を申請する物品は4.1.1および4.1.2と同様の詳細を有すること。

4.2.2 マスターリスト変更および最大許可数量変更承認申請書またはいずれかを提出する際、事務局が定めた審査用関連書類ともに提出すること。

第5項 発送および保証承認

ประกาศที่ ป.3-2562 เรื่องหลักเกณฑ์และวิธีปฏิบัติสำหรับการใช้สิทธิและประโยชน์ยกเว้นอากรขาเข้าสำหรับของที่นำเข้ามาเพื่อใช้ในการวิจัยและพัฒนา รวมทั้งการ

5.1 發送承認を申請する被奨励者への基準は以下のとおりである。

5.1.1 恩典利用で輸入される物品とし、恩典利用の年度の恩典取得期間内に有すること。

5.1.2 マスターリストおよび最大許可数量承認を得る物品とする。

5.1.3 累積輸入品量は最大許可数量 (MAX IMPORT) を超えない。

5.1.4 輸入関税の還付申請のために物品を發送するには、恩典利用の年度の恩典取得期間内に申請しなければならない。

5.1.5 保証解除のために物品を發送するには、保証許可のリストとし、保証解除のために恩典利用の年度の恩典取得期間内に發送許可を申請しなければならない。。

5.1.6 事務局または担当機関に申請を提出すること。

5.2 保証承認を申請する被奨励者への基準は以下のとおりである。

5.2.1 事務局は恩典利用の年度の恩典利用期間中に輸入関税の保証を利用することを許可する。

5.2.2 次年度の輸入期間延長を申請する間に、物品輸入を申請する被奨励者に、事務局は輸入期間延長を申請する年度内に輸入関税の保証利用を許可する。

5.2.3 事務局または担当機関に申請を提出すること。

第6項 輸入期間延長

6.1 輸入期間終了日の2ヶ月前にまたは輸入期間終了日から2ヶ月後までに第30条の1に基づく物品の輸入税免除期間延長の申請書を提出すること。

6.2 事務局が承認する輸入延長期間は1年を超えない。

第7項 報告

7.1 被奨励者はその年度の恩典期間終了日から4ヶ月後までに研究開発および同意した関連する試験に使用する物品の報告書を提出しなければならない。

7.2 輸入税免除される物品は、その年度の恩典期間終了日から3ヶ月後までに研究開発および奨励対象事業内で研究開発に関連する試験に使用しなければならない。

7.3 被奨励者は、上記の7.1に物品の使用報告を提出しないまたは上記の7.2の期間内に物品を使用することができない場合は、物品の状態、価格、輸入日の関税率に基づき関税を支払わなければならない。

第8項 使用していない物品

奨励対象事業で使用していない物品を有する場合、被奨励者は以下の事を行うこと。

ประกาศที่ ป.3-2562 เรื่องหลักเกณฑ์และวิธีปฏิบัติสำหรับการใช้สิทธิและประโยชน์ยกเว้นอากรขาเข้าสำหรับของที่นำเข้ามาเพื่อใช้ในการวิจัยและพัฒนา รวมทั้งการ

8.1 輸出、寄付または処分することには、その年度の恩典期間終了日から3ヶ月後までに、許可申請書を提出し、輸出、寄付または処分を全て行うこと。また、その年度の恩典期間終了日から4ヶ月後までに輸入関税の負担を負わず、照合のため報告を提出すること。

8.1.1 輸出の場合は、タイ国外に輸出する使用していない物品とする。

(1) 輸出許可申請書を提出する。

(2) 以下のとおりに輸出する使用していない物品リストを作成する。

- 使用していない物品の種類および数量
- 使用していない理由

8.1.2 寄付の場合は、受領者の活動に適する使用していない物品とする。受領者は証拠として受領した物品を明確に記載して受領証明書を発給すること。寄付をすることができる機関は官公庁、政府機関、チャリティーまたは事務局が同意した他の機関である。

(1) 寄付許可申請書を提出する。

(2) 以下のとおりに寄付する使用していない物品リストを作成する。

- 使用していない物品の種類および数量
- 使用していない理由

8.1.3 処分の場合は、元の状態で保管することができず、処分を希望する使用していない物品とする。

(1) 処分方法承認申請書を提出する。

(2) 以下のとおりに処分する使用していない物品リストを作成する。

- 使用していない物品の種類
- 使用していない理由
- 処分方法

(3) 承認した方法で使用していない物品を処分する。ただし、事務局または担当機関が認可した種類および数量で行うこと。

8.2 輸入関税の納付の場合、使用していない物品には、その年度の恩典期間終了日から3ヶ月後までに輸入納付金納付申出書を提出し、関税を支払わなければならない。また、その年度の恩典期間終了日から4ヶ月後までに照合のため、報告書を提出し、物品の状態、価格、輸入日の関税率に基づき関税を支払うこと。

(1) 輸入納付金納付申出書を提出する。

(2) 以下のとおりに納付する使用していない物品リストを作成する。

- 使用していない物品の種類および数量

ประกาศที่ ป.3-2562 เรื่องหลักเกณฑ์และวิธีปฏิบัติสำหรับการใช้สิทธิและประโยชน์ยกเว้นอากรขาเข้าสำหรับของที่นำเข้ามาเพื่อใช้ในการวิจัยและพัฒนา รวมทั้งการ

- 使用していない理由

8.3 被奨励者は認可したとおりに輸出、寄付、処分および納付した場合、その年度の恩典期間終了日から4ヶ月後までに照合のため、種類または数量の報告書、輸出証明書、寄付受領証明書、処分の証明書および納税証明書等事務局に提出すること。

8.4 必要がある場合、事務局または担当機関が審査をするため、被奨励者は使用していない物品、ゴミまたは関連する他の証拠を、その年度の恩典期間終了日から1年間保管すること。

第9項 被奨励者は第30条の1に基づく輸入税免除対象の物品もしくは使用していない物品またはゴミを奨励対象事業の事業地外で保管することを希望する場合、事業地外保管許可申請書を提出し、その年度の恩典期間内に事業地外で保管すること。

第10項 条件に従わない場合

奨励者は、期間内に物品を使用することができないまたは上記の第7項および第8項の期間内に物品使用の報告をしない場合、事務局は条件に従わないその年度の恩典を廃止し、該当者は物品の状態、価格、輸入日の関税率に基づき関税を支払うこと。

第11項 事務局に提出する書類は正確を確認して全ページに社印を押し（ある場合）、権限者が著名すること。

第12項 本布告で判断できない場合は、投資委員会長官が判断する。

発布日：仏暦 2562 年（2019 年）3 月 14 日

ドアンジャイ・アサウィンワジット

投資委員会長官